

決 議

私たち全国ハンセン病療養所所在の地方自治体は、それぞれの「まち」の実態や特性のなかで、療養所入所者に対しての「差別と偏見の解消」のための啓発事業をはじめ、ハンセン病に関する諸問題について協議するとともに、その問題解決の推進を図るため活動してまいりました。

平成13年の熊本地裁判決後は、国と全国ハンセン病療養所入所者協議会をはじめとする統一交渉団とによる確認書が交わされ、恒久対策等について基本問題で合意し、社会生活支援全般について、国は地方自治体との連携を図りつつ、今後ともその改善・拡充に努めるとされてきました。

しかし、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた被害・その他の回復には未解決の問題が多く残され、偏見と差別のない社会の実現に向けて、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じ、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、本年4月1日に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

その第12条では、国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、入所者の意見を尊重し、療養所の土地・建物・設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができるとしております。

法の着実かつ確実な推進をもって、入所者及び既に退所されている方々の福

社の増進がさらに図られることを我々協議会としても切望すると同時に支援するところであります。

また、療養所の入所者は毎年減少し、本年5月1日現在、全国で2,568人となり平均年齢も80.2歳に達し、10年後には1,000人を下回るこ
とが推定されます。

これらのことを念頭にしつつ、入所者の方々をはじめ、既に退所されている方々も含め、人権や人としての尊厳の回復に向けた啓発が大きな課題であると認識したうえで、当協議会としてそれぞれの地域の実情を考え、今後とも全力で取り組んでいくこととしたい。

よって当協議会は、国並びに政府に対し、以下の事業充実・推進を求めるものであります。

記

1. 入所者の生活環境及び医療・看護・介護体制の整備
2. 入所者や自治会の意向を尊重した将来構想の実現
3. 療養所土地利用等にかかる賃借料の免除又は減免措置
4. 歴史的建造物の保存
5. 歴史的資料及び展示施設の有効活用による人権啓発と名誉回復の取組み
6. ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発

7. ハンセン病を正しく理解するための学校教育と啓発事業の推進
8. その他国の諸施策の速やか且つ着実な推進

平成21年7月

全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会